

議第83号

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月2日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

国民健康保険法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高山市国民健康保険条例（昭和56年高山市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第23条 市長は、次の各号の一に該当するときは、その者に対して、それぞれ当該各号に定める過料を科することができる。</p> <p>(1) 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないとき 100,000円以下</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第23条 市長は、次の各号の一に該当するときは、その者に対して、それぞれ当該各号に定める過料を科することができる。</p> <p>(1) 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき 100,000円以下</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。